令和２年５月20日

保護者の皆様へ

松江市子育て支援課

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育所等の登園自粛要請に
応じた場合の保育料の取扱いについて（通知）

このことについて、松江市では新型コロナウイルス感染症対策として保育所等の登園自粛要請を行っているところですが、登園自粛に伴う保育料の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、お知らせします。

記

１　保育料の軽減措置の対象

登園自粛要請期間（令和２年４月15日（水）から同年５月24日（日）まで）において登園自粛した日（登園自粛要請期間における保育所等の開所日において登園しなかった日をいう。ただし、普段から土曜保育を利用していない子ども又は登園自粛要請期間において土曜保育の利用を希望していなかった子どもは土曜日を除く。）がある場合は保育料を軽減します。

２　軽減後保育料の算出方法

登園自粛による軽減後保育料は次の計算式により市において算出します。

軽減前保育料×（月の施設開所日数－登園自粛日数）÷25日

※10円未満は切り捨てとなります。

なお、軽減後保育料の算出には時間が掛かりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

３　保育料の納付

登園自粛により保育料が軽減される場合であっても、軽減前保育料を一旦はお支払いいただくこととなります。

４　過納金の処理方法

保育料の軽減により発生した過納金は、今年度における納期未到来の保育

料（保育料の滞納がある場合は滞納保育料）に充当させていただき、後日その旨を通知書でお知らせします。過納金を今年度の何月分の保育料に充当するかについては現在未定であり、当該通知書にて御確認いただくことを想定しています。

※　充当すべき保育料がない場合は還付します。

※　認定こども園にあっては、保育料を自園徴収しているため、各園において過納金の処理方法が異なる場合があります。

なお、過納金の処理には時間が掛かりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

5　登園自粛日数の確認方法

各施設からの実績報告で確認を行います。保護者の皆様から個別にお申し出いただく必要はありません。

問い合わせ先　子育て支援課保育幼稚園係　電話 55-5312・5313